## 平成24年9月12日(水曜日)

#### 議事日程第1号

平成24年9月12日(水曜日)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第77号 専決処分事項の報告について(平成24年度八峰町一般会計補正 予算(第5号))
- 第 5 議案第78号 八峰町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第79号 八峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第80号 八峰町分収造林条例の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第81号 平成24年度八峰町一般会計補正予算(第6号)
- 第 9 議案第82号 平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第83号 平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第11 議案第84号 平成24年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1 号)
- 第12 発議第 8号 決算特別委員会の設置について
- 第13 決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
- 第14 議案第85号 平成23年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第86号 平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算 認定について
- 第16 議案第87号 平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第17 議案第88号 平成23年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第18 議案第89号 平成23年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について

- 第19 議案第90号 平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第20 議案第91号 平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 第21 議案第92号 平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第22 議案第93号 平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について
- 第23 議案第94号 平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認 定について
- 第24 議案第95号 平成23年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 第25 陳情第 5号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の 構築を求める意見書の採択について
- 第26 陳情第 6号 少人数学級の推進、義務教育費国庫負担2分の1復元に係る意見 書採択についての陳情書

## 出席議員(14人)

2番 見 上 政 子 1番 松 岡 清悦 3番 柴 田 正 高 4番 丸 Ш あつ子 5番 門 脇 直樹 6番 腰 山 良 悦 7番 皆 Ш 鉄 也 8番 福 司 憲友 9番 山 本 優 人 栄 悦 彦 10番 佐 藤 克 實 11番 12番 鈴 木 一 冏 部 13番 芦 崎 達 美 14番 須 藤 正人

# 欠席議員(0人)

#### 説明のため出席した者

町 長 加 藤 和 夫 副 町 長 伊 藤 淮 良一 教 育 長 千 葉 総務課長 田村 正 会 計 課 長 小林 慶 範 企画財政課長 武 田 武 町民生活課長 金平 公 明 福祉保健課長 佐々木 充 管財課長 鈴木久 明 税務課長小林孝一

教育次長 辻 正 英 生涯学習課長 金田千秋 産業振興課長 須 藤 徳 雄 農林振興課長 松森尚文 建設課長 伊勢 均 田村 博 幼児保育課長 米 森 博 孝 学校給食センター所長 木 村 学 農業委員会事務局長

あきた白神体験センター所長 工 藤 金 悦

### 議会事務局職員出席者

議会事務局長嶋津宣美書記船山厚子

午前10時00分 開 会

○議長(須藤正人君) おはようございます。

これより平成24年9月八峰町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、7番皆川鉄也君、8番福司憲友君、9番山本優人君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果 を議会運営委員長より報告願います。佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長(佐藤克實君) おはようございます。議会運営委員長の佐藤でございます。

ご報告申し上げます。

当委員会では、去る8月29日、9月5日の両日、議長同席の下、議会運営委員会を開き、7月30日付けで議長から諮問のあった平成24年9月八峰町議会定例会の会期、議事日程、議会運営等に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については本日から21日までの10日間とし、日程等については皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおり決定しましたので、ご報告いたします。

○議長(須藤正人君) お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の

報告のとおり本日から21日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、今定例会の会期は本日から21日までの10日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせてご報告願います。加藤町長。

○町長(加藤和夫君) 皆さんおはようございます。

本日、平成24年9月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、 お忙しいところご出席を賜り、誠にありがとうございます。

提出諸議案の説明に先立ち、その後の町政及び諸般の動きについて、その大要をご報告申し上げます。

はじめに、東日本大震災により当町に避難されていた1世帯2名の方々は、8月25日に他の避難先に移り、これにより、自宅を購入し引っ越してこられた方を除くと、全ての方が他の避難先に移ったり、また、自宅に帰るなどしております。他の避難先に移った避難者の方々が一日も早く地元に帰ることができますように、そして、被災地が一日も早く復興されますことを願っております。

9月1日現在で交通死亡事故ゼロが1942日続いておりますが、10月下旬には2000日達成の見込みとなっております。

なお、秋田県で行っている飲酒運転等住居別実態調査によると、当町では1月から8 月末までに1件の酒気帯び運転が発生して、県内25市町村中6位となっております。

9月21日から始まる秋の全国交通安全運動の重点事項にもなっている「飲酒運転の根絶」を目指して、警察や交通安全協会の各支部など関係機関と更に連携を深めて取り組みを実施してまいります。

次に、7月29日に開催された能代市山本郡消防競技大会には、小型ポンプ操法の部に 町の消防操法大会で上位入賞した消防団 4 チームが出場し、また、ポンプ車操法の部に は2 チームが、規律訓練の部には全分団から推薦された団員で構成した 1 チームが出場 しました。

ポンプ車操法の部では、第1分団が見事優勝を果たし、第12分団も3位に入賞しました。小型ポンプ操法の部では、第5分団が4位に入賞しております。

ポンプ車操法の部で優勝した第1分団は、8月28日、由利本荘市において開催された 全県大会に出場し、6位という結果でありました。

6月中旬から暑い中、連日訓練に参加された消防団の皆様、そして長期間にわたりご 指導いただきました八峰消防署の皆様のご苦労に対し、この場を借りて感謝申し上げま す。

次に、秋田県町村電算共同化事業についてご報告いたします。

近年、行政事務を円滑に遂行するため、電子計算機の使用が不可欠となっておりますが、その反面、その費用も増大傾向にあり、当町のみならず県内町村の財政を圧迫してきており、秋田県町村会を中心に県内12町村での電算共同化によるコスト削減の方策を探るため、2年ほど前から調査研究を行ってきたところであります。

その結果、今年度から美郷、羽後の両町からの派遣職員と神奈川県町村会の電算共同 化に尽力された方をアドバイザーに迎え、秋田県町村会内に新たに電算推進室を設置し、 本格的に電算共同化を図ろうとしております。

共同化の方法としては、昨年の震災を教訓に、国も推奨している住民データを庁舎外に置く、通称「自治体クラウド」方式で進めることにしており、当町はこの電算共同化事業に平成26年度からの移行を予定しております。

また、電算共同化の最良の運営組織体制を協議した結果、一部事務組合で行うこととし、平成25年4月の組合設立を計画しておりますが、組合に加入する県内12町村全ての議会での規約の議決が必要になりますので、当町も他町村同様、今年の12月定例会に議案の提出を予定しております。議員の皆様に置かれましては、何とぞご理解とご高配くださるよう、宜しくお願い申し上げます。

次に、当町の財政健全化比率の状況についてでありますが、「地方自治体の財政の健全化に関する法律」に基づく平成23年度決算の健全化判断基準比率につきましては、監査委員の審査を経て、議会への報告と公表が必要とされております。

まず、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」及び「資金不足比率」についてでありますが、一般会計及び特別会計の全会計において黒字決算となっていることから問題はなく、また、「実質公債費比率」は前年比マイナス1.7ポイントの11.6、「将来負担比率」は前年比マイナス10.7ポイントの51となり、更に改善が図られてきております。

今後とも国政の動向を注視しながら、地方交付税など依存財源に頼る財政構造でありますので、尚一層、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

八峰町戦没者追悼式が8月24日、ファガス文化ホールにおいて行われました。

式典には、遺族をはじめ来賓の方々など66名が出席され、先の大戦で犠牲となられた 戦没者の英霊に哀悼の意を表すると共に、戦後67年を過ぎ、戦後生まれの世代が人口の 4分の3を超えるなど戦争体験者が少なくなる中、悲惨な戦争の教訓を風化させること なく次の世代に語り伝え、二度と戦争を繰り返してはならないとの決意を新たにしたと ころです。

次に、敬老式について申し上げます。

今年度は、古希を迎えた方が124名、傘寿の方が134名、米寿の方が83名となっております。また、結婚後50年を迎えた金婚夫婦も49組おられました。いずれも人生の節目を迎えられた方々であり、改めてお祝いを申し上げると共に今後一層のご長寿をご祈念申し上げます。

9月2日、ファガス文化ホールにおいて開催された敬老式には、対象者のうち初養老の48名を含め145名が出席し、久しぶりの再会で互いの近況を語り合うなど、和やかな雰囲気の中で行われました。

また、会場内の一角に設けられた特設の撮影所では、節目の記念にと記念写真を撮られる方もおられたほか、式典終了後のアトラクションでは、峰浜民謡サークルの皆さんによる踊りや峰神太鼓の皆さんによる太鼓の演奏が披露され、出席者の皆様からは楽しい一日を過ごしていただいたところです。

次に、八森地区海岸一斉清掃について申し上げます。

海開きを前にした7月14日、八森地区海岸の一斉清掃を実施しました。当日は天候に も恵まれ、早朝からたくさんの町民の方々から参加していただき、心から感謝申し上げ ます。

集められたゴミは、プラスチック類・発泡スチロールなどの可燃ゴミが約2,900kg、缶類や鉄くずなど不燃ゴミと粗大ゴミが約950kgで、昨年に比べると可燃ゴミで約190kgの減、不燃ゴミで約430kgの増となっております。ゴミの多くは漂着したものですが、中にはタイヤや自転車など不法投棄されたものがありますので、引き続きマナーの向上や不法投棄防止の啓蒙に努めてまいります。

なお、9月15日から10月14日までの1カ月間は、秋期大掃除実施期間となっております。各自治会におかれましては、地域の環境衛生のため積極的に取り組みくださるようお願い申し上げます。

次に、公共土木災害復旧事業について申し上げます。

凍上災害復旧工事11路線19カ所につきましては、9月14日に入札を実施いたします。

また、7月の豪雨で被災を受けた町道3路線3カ所につきましては、9月24日から28日までの日程で、国土交通省の実地及び事務査定を受けることになりました。この災害復旧事業の予算に関しては、災害査定による事務事業の確定により補正計上いたしますが、車両など通行の安全確保のため、一日も早い復旧を目指してまいります。

次に、八森地区簡易水道事業についてでありますが、今年度の整備計画のうち、岩館地区2工区、観海地区7工区を発注しております。また、JRと協議が整いましたので、踏切横断2カ所につきましてはJRに工事を委託しております。

なお、24年度単価組替や入札などで差額が発生しましたので、事業の進捗を図るため、 県道椿台小入川線の横間から滝の間まで測量設計を進め、工事発注を実施してまいりま す。今議会に予算の組替補正を計上しておりますので、宜しくお願いします。

次に、日本ジオパーク認定に向けた動向についてでありますが、8月1日、2日の両日、日本ジオパーク委員会委員2名及び日本ジオパークネットワーク事務局員1名の計3名が来町し、二ツ森、白瀑神社、滝の間海岸、中浜海岸などに足を運び、ジオポイントの現状や地元ガイドの解説レベルなどについて審査が行われました。

最終日に行われた意見交換会では、審査員から「世界自然遺産の白神山地や発盛鉱山などの産業遺産、祭り、地形など見所は十分に備わっているので、あとはそれぞれのポイントの関連付けや特徴を上手に解説する工夫がもっと必要である。」などの提言や、「説明看板、ガイドブック、ホームページの今後の計画は」などの質問があり、町と八峰白神ジオパーク推進協議会が連携し、課題の解決に努めていく旨の回答をしております。

4月の日本ジオパークネットワークの加盟申請から、5月の公開プレゼンテーション、 今回の現地審査と、認定に向けた全日程が関係各位のご協力により無事に終了すること ができました。結果発表は9月24日開催の第15回日本ジオパーク委員会となっておりま す。

次に、アワビ陸上養殖誘致企業の動向についてでありますが、本町でアワビ陸上養殖 事業を計画しております日本白神水産株式会社は、7月中旬から旧八森小学校校舎内の 改修や飼育用水槽の搬入を行うなど、操業開始に向けた準備を進めております。

日本白神水産によりますと、韓国から輸入した小型アワビを育成し、味付けアワビと

して加工した商品を東京築地等に出荷することから始めたいとしており、8月4日に開催された白神八峰商工会主催のアワビの里づくり祭りには、輸入先である韓国珍島郡庁の職員が来町し、養殖施設や祭りを視察したほか、日韓のアワビの里の交流を模索するため、役場庁舎にも表敬訪問していただいております。当町としては、今後の事業の推移や日韓関係も見極めながら、交流事業に関しても検討してまいりたいと考えております。

当該誘致企業については、将来的には国内最大の養殖工場として数十人の地元雇用が 見込まれる計画でありますので、今後とも、八峰町産業振興促進条例に則り、最大限の 支援をしてまいりたいと考えております。

八峰町の夏の恒例イベントであります「第26回雄島花火大会」が、8月15日に予定どおり開催されました。昨年、一昨年と天候に恵まれず、順延開催となっておりましたが、今年は時より小雨に見舞われたものの、約1,000発の花火が打ち上げられ、中浜海岸周辺に集まった観客を魅了しました。当日の観覧者数は、昨年の記念大会同数の2万1,000人と発表されており、地域活性化イベントとして一定の成果を上げたものと考えております。雄島花火実行委員会並びに関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

次に、秋田デスティネーションキャンペーン関係についてでありますが、秋田県観光 キャンペーン推進協議会において、平成25年秋の秋田DCに向けた今年度の事業等を協 議しておりますが、秋田白神エリアについては、山本地域部会を設置し、各市町の取り 組みについて協議を重ねております。

プレDCの今後の予定ですが、9月28日から30日に開催の「首都圏集中キャンペーンあきた食彩ウィークイン東京」を皮切りに、10月17日には秋田キャッスルホテルにおいて全国宣伝販売促進会議を開催し、全国の旅行エージェントやマスコミ関係者などに対し、秋田の観光及び物産を売り込むと共に、翌18日からは7つのエキスカーションコースに分かれた現地調査が予定されております。当町では「白神山地と五能線周遊の旅」として、あきた白神体験センターや八森海岸のジオサイトを視察することになっておりますので、この機会に八峰町の観光PRを効果的に行うと共に、プレイベントや推進会議にも積極的に参画したいと考えております。

なお、10月1日にはJR五能線あきた白神駅が開業15周年を迎えることから、プレDCイベントの一環として記念行事を行うこととし、今議会に関連予算を計上しておりますので、宜しくお願いいたします。

次に、水稲の作柄概況について申し上げます。

東北農政局秋田地域センターは、8月15日現在の作柄概況を8月30日に発表しました。 秋田県は4年ぶりに「やや良」となり、地域別で、は県中央と県南は「やや良」、県北は「平年並み」と見込まれています。

今年の田植えは、平年に比べ3日ほど遅くなりましたが、出穂最盛期は平年並みの8月5日となりました。穂数は、5月下旬から6月上旬にかけて高温多照で経過しましたが、6月下旬の低温の影響で「平年並み」となり、全籾数も「平年並み」と見込まれています。登熟は、7月中旬から下旬にかけて一時的に低温になりましたが、その後、高温多照で経過したことにより、順調に推移しているため、平年に比べ「やや良」と見込まれています。

次に、農業者戸別所得補償制度の加入状況について申し上げます。

農業再生協議会では6月上旬に町内各集落を巡回し、交付申請書を受け付け、6月末に国に書類を提出しました。加入農家は、飯米農家を除く対象農家583戸のうち生産調整不参加農家12戸を除く571戸で、加入率は97.9%となり、前年度より0.3ポイント上回りました。生産調整不参加農家は、前年度は14戸でしたが2戸減りました。

加入農家の主食用水稲作付面積は1,075へクタールで、10アール当たり1万5,000円交付される米の所得補償交付金は、前年度より1,000万円少ない1億5,000万円ほど交付される見込みであります。

次に、生薬栽培事業について申し上げます。

6月8日に社団法人東京生薬協会と「生薬栽培促進に関する連携協定」を締結しましたが、その後の経過を報告いたします。

7月に担当職員と北海道の薬用植物研究センターや生薬栽培圃場、加工施設などを視察したほか、上京し生薬栽培事業について東京生薬協会との打ち合わせ、東京都薬用植物園を視察しました。

また、議員研修は2班に分かれて、第1班は7月に北海道の生薬栽培圃場や加工施設などを、第2班は8月に群馬県前橋市にある生薬加工施設の倉庫と東京都薬用植物園を視察しております。

また、東京生薬協会の会員で生薬栽培の指導・助言をお願いしている金井藤吉商店と、 事業の打ち合わせと1回目の勉強会を8月上旬に行ったほか、試験栽培を予定している 町の農園と留山などを現地調査していただきました。 これまでの事業の打ち合わせで、生薬栽培事業を進めていく上で課題や問題点も明らかになりました。

現在、放射能対策のため、秋田県を含む17都県で栽培された生薬は、放射能精密検査で放射性物質が検出された場合、使用・出荷できないことになっているため、製薬会社1社のみが八峰町産生薬を受け入れる状況となっております。その生薬は、キキョウ、セネガ、ウイキョウ、カミツレの4品目で、年間必要面積は4品目合わせて5.2h a であります。

この4品目を来年度から10 a ずつ計40 a で試験栽培することとし、圃場は農家と町の 農園を使用する予定でしたが、放射能の影響などもあり、来年度は4品目合わせて13 a を町の農園で試験栽培をすることから始め、農家への試験栽培の依頼はやめることにな りました。

今後、生薬栽培の面積拡大を図るためには、試験栽培・実証を行いつつ種子を確保して、八峰町産の生薬の安全性をPRすると共に、17都県から秋田県を除外させることや放射能検査料の支援等の検討が必要になってくると思われます。

2回目の勉強会は9月6日と7日に行ったほか、町内に自生する生薬の個体数調査・ 種子採取も行いました。勉強会は今後3回行う予定で、来年度からの試験栽培に備える ことにしております。

次に、全国学力・学習状況調査(全国学力テスト)の結果について報告いたします。

去る4月17日に小学6年生と中学3年生を対象に実施された全国学力・学習状況調査の結果が、8月8日に文部科学省から公表されました。今年度は、小・中学生とも、これまでの国語、算数(数学)の2教科に新たに理科を加えた3教科で実施され、秋田県の状況については、小学6年生は3教科とも全国第1位となり、中学3年生については総合で第2位となり、5回連続して全国トップクラスの成績を収めました。

このような状況の中で、我が八峰町の子どもたちは、今年もまた全国トップクラスの 秋田県の平均を上回る成績を収めることができ、学力・体力ともに極めて安定した状況 にあることが判明しました。

この好成績の背景には、規則正しい生活や学習習慣が身についていることと、教育現場における学力向上への取り組みとして、児童生徒が発表や話し合う授業を多く取り入れていることなどがあります。更には家庭や地域の皆様が子どもたちを応援し、教育現場やその環境を常に暖かく見守ってくださることが、学力の底上げや体力の向上に繋がっ

ているものと考えております。

今後とも、学校、家庭、地域の連携を強めながら、町の財産である豊かな自然、先人の築いてこられた教育的土壌、時代の変遷を生き抜いてこられた多くの町民の方々の知恵を大切にして、『教育立町八峰町』を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を宜しくお願いします。

次に、通学路の緊急合同点検について報告いたします。

平成24年4月に京都府と千葉県、そして愛知県で、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が相次いだことを受け、5月28日に、文部科学省、国土交通省、そして警察庁が連携して、通学路の安全対策について協議し、第1に「国レベルの連携体制の強化」として、関係省庁が関係省庁連絡会議を開催するなど、引き続き一層連携を図ること。第2に「地域レベルの関係機関による連携体制の整備」として、各地域における通学路の安全確保に関し、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関や保護者、地域住民などを交えた連携体制を整備すること。第3に「緊急合同点検の実施」として、連携体制のもと、8月末までを目途に通学路の緊急合同点検を実施すると共に、点検結果を受けた関係機関の連携による対策について検討するよう要請することの3点が決定されました。

当教育委員会では、5月10日に通学路緊急点検調査を実施し、建設課とも協議し、その対応を図っておりますが、この国の決定に基づき、各小学校に危険箇所の抽出について保護者の協力を得て再度通学路の点検を実施しました。主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所を抽出していただき、危険箇所の内容、学校として考えられる合同点検の要否について、当教育委員会に報告してもらうこととしました。

その結果、国道101号線3カ所、県道椿台小入川線2カ所で、横断歩道の設置、分離歩道の改修、見通しの悪い箇所の解消や狭い箇所の安全運転の啓蒙対策などについて報告され、7月18日に国道及び県道を管理する山本地域振興局建設部、そして能代警察署、八峰町建設課、学校教職員、保護者、地域代表者、そして八峰町教育委員会が現地に立ち会い、意見交換し、その対策を検討しました。

今後は、検討した対策メニューに基づき対策案を作成し、計画的に取り組んでいくこととなります。

通学路の安全を含め、学校の安全を確保することは、児童生徒が安心して学習する上で必要不可欠なことであります。関係機関及び地域と連携を図りながら、通学路などの

安全確保を図っていく所存であります。

次に、成人式について申し上げます。

8月14日、ファガス文化ホールにおいて多くの来賓のご臨席をいただき行いました。今年の対象者は、峰浜中学校卒業生46名、八森中学校卒業生43名、転入者1名の合計90名で、出席者が83名と多くの新成人が参加いたしました。

新成人代表の誓いの言葉があり、夢と希望に満ちた力強い発言に、私からは「ロンドン五輪で活躍した日本人選手は、①目標を持つ、②努力する、③感謝の心を持つ、この3つが共通している。新成人の皆さんもこの3つをこれからの人生の教訓としてほしい」とお願いした次第であります。

式典終了後は各中学校でホームルームを開き、思い出話や近況報告で大変盛り上がっていました。今後の新成人の活躍を期待するところであります。

次に、スポーツ少年団関連について申し上げます。

8月18日、19日の両日、藤里町清水岱公園野球場と当町峰浜野球場で開催された第27 回山本郡秋季学童野球大会において、八森ブルーウエーブが優勝し、9月15日から17日 まで三種町琴丘中央公園スカルパ野球場などで開催される第10回東北学童軟式野球新人 秋田県大会への出場が決まりました。

5年生以下での初の大会での優勝であり、全県大会はもとより今後の活躍が大いに期待されるところです。町では派遣費用の一部を助成することとし、本議会に補正をお願いしているところですので、宜しくお願いします。

また、峰浜中学校野球部は、夏季総体において優勝し、山本郡代表として全県少年野球大会に出場し、7月27日に西仙北中学と対戦し、健闘むなしく0対1で惜敗しましたが、部員の活躍に賞賛を送りたいと思います。

更にまた、峰浜・八森両中学校生徒の皆さんは、陸上競技、卓球、そして、女子ソフトテニスで好成績を収め、全県総体でも活躍し、特に男子共通走り高跳びでは、峰浜中学校3年生の高田省吾君が3位に入賞を果たし、「第33回東北中学校陸上競技大会」で活躍されたことも特筆すべきものであります。今後の更なる児童生徒の活躍を期待しております。

次に、町公民館図書について申し上げます。

平成21年度から緊急雇用事業を利用した読書活動の推進を行い、平成22年度には、峰 栄館図書室のオープンやファガス図書室を2階から1階に移動して住民の利用促進を図 ると共に、平成23年度には、ファガスに文化勲章受章者であり、名誉県民・名誉町民でもあります日沼賴夫博士から寄贈された図書を基に日沼賴夫文庫をオープンし、図書館司書の養成、更には図書システムを導入するなど様々な工夫をしてきたところであります。

これにより、図書室の利用者と貸し出冊数は、平成21年度に比べて5倍強と飛躍的に増え、平成23年度は県内の図書館を持たない町村ではトップの成績となりました。このようなことから、「平成24年度第36回秋田県図書館大会」では、これまでの活動が認められて事例発表の機会を得、好評を得ることができました。

今年度においては、交通弱者の利用者を対象とした図書サービスとして、5月下旬から8月上旬にかけて、町内4つの郵便局とJA秋田やまもと八峰支店にリニューアルを含めて移動文庫を設置したところであります。住民の皆様の身近な文庫としてご利用くださるようお願いします。

今後は、更なる図書館司書の活用を高め、読書の推進に努めていくこととし、図書の 購入を実施し蔵書の充実に努めるなど、町民の読書活動の推進に努めてまいります。

次に、あきた白神体験センターの利用状況について申し上げます。

4月から8月末までの宿泊利用者数は3,749人、日帰りを含めた総利用者数は5,099人、利用収入は1,086万円となっており、過去5年間の平均値と比較すると、宿泊利用者数で705人の増、日帰りを含めた利用者数では345人の増、利用収入では228万円の増となっております。

今年度の利用者動向の特徴としては、6月から8月にかけて例年以上に小・中学生の利用が集中したことと、8月にファミリー利用が多かったことです。ファミリー利用のほとんどは県外で、特に関東方面の方が多く、親子で海、山の自然体験を満喫しておりました。連泊利用者も増え、中には5連泊してセンターの主要メニューのほとんどを体験していったファミリーもおりました。

当センターが活発に利用されてきている理由としては、東日本大震災からの復興や東北観光博開催の波及効果もあるものの、当センターの掲げる「使い勝手が良く、居心地の良い施設」、「ワクワク・ドキドキな体験を提供する施設」が少しずつ周知されてきているためと考えております。また、ウェブ上での情報発信、情報誌への話題提供や広告、首都圏への営業回りなどの地道な活動成果が徐々にあらわれてきたものと考えております。

当センターでは、利用者が増えつつある中、リピーターが増えるようにさまざまなサービスに取り組んでおります。 笑顔での出迎えや見送りはもちろんのこと、大人の宿泊料金の値下げ、共用の電子レンジや冷蔵庫の設置、軽スポーツのできる多目的ホールの開放、卓球台の常設、24時間オリンピック応援室の開設などを行い、利用者に好評を得ております。

一方、センターを活用した体験活動と長期宿泊の効果を検証するため、県教育委員会の「わんぱく・三ぱく・体験プロジェクト」のモデル事業として、8月に小学生を対象とした「白神の海と山の3泊塾」を開催しました。秋田市を中心に県内各地から38名の申し込みがあり、予想以上の反響の大きさに驚いた次第です。結果的には32名で実施し、成功裏に終えることができました。今後、参加した子どもたちが口コミでセンターのPRに努めてくれるものと確信しております。

秋から春にかけては誘客の難しい時期になりますが、関係団体と連携・協力しながら 「あきた白神」の魅力ある体験観光を工夫し、提案していく所存です。

それでは、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第77号、専決処分事項の報告について(平成24年度八峰町一般会計補正予算(第5号)は、町消防団第1分団の全県消防操法大会出場経費を専決処分したものであります。

議案第78号、八峰町防災会議条例の一部を改正する条例制定については、災害対策基本法の改正に伴う改正であります。

議案第79号、八峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定についても、災害対策基本法の改正に伴う改正であります。

議案第80号、八峰町分収造林条例の一部を改正する条例制定については、国の間伐材 の補助対象林齢が変更になったことに伴い、間伐施業を活性化させるため条例改正する ものであります。

議案第81号、平成24年度八峰町一般会計補正予算(第6号)は、1,174万4,000円を減額して、歳入歳出予算の総額を61億7,173万7,000円とするもので、歳出の主なものは、非常勤特別職公務災害補償基金負担金、小型ロータリー除雪機購入費、漁業集落排水事業特別会計繰出金、道路維持費、橋梁維持費、消防器具置き場屋根改修費などが追加となっておりますが、清掃費と道路新設改良費の減額が大きく、歳出全体で減額となっております。

議案第82号、平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)は、131万8,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を9億9,732万7,000円とするもので、歳出の主なものは、保険料還付金と国庫支出金等過年度分返還金であります。

議案第83号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、2,470万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を6億5,936万4,000円とするもので、歳出の主なものは、横内橋添架管移設工事費及び小手萩橋配水管添架工事費などであります。

議案第84号、平成24年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、218万3,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を6,347万3,000円とするもので、歳出は、岩館地区処理場内の散水ポンプ槽清掃作業手数料であります。

議案第85号、平成23年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定については、平成23年度一般会計決算を認定していただくものであります。

議案第86号から議案第95号までの各案件は、平成23年度各特別会計決算を認定していただくものであります。

議案第96号、八峰町沢目財産区管理委員の選任については、八峰町沢目財産区管理委員の鈴木一彦氏が、平成24年12月19日で任期満了となることから、引き続き八峰町沢目財産区管理委員として選任いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

以上、本定例会でご審議いただく議案は20議案で、報告件数は1件であります。

詳細については各議案の提案の際に説明させますので、宜しくご審議の上、適切なご 決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(須藤正人君) 議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗 読は省略させていただきます。

日程第4、議案第77号、専決処分事項の報告について(平成24年度八峰町一般会計補 正予算(第5号))を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

○副町長(伊藤 進君) おはようございます。それでは、私の方から議案第77号をご説明いたします。

朗読いたします。

議案第77号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年度八峰町一般会計補正予算(第5号)

を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認 を求めるものである。

平成24年9月12日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

次をご覧ください。

専決処分第10号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

これにつきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万7,000円を追加して、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億8,348万1,000円にするというものであります。

中身につきましては、町長の行政報告にありましたように、8月28日に行われました 全県の消防操法大会に郡大会で優勝した第1分団がポンプ車の部で出場したということ で、それに関わる経費でございます。

財源につきましては、歳入の方ですけれども5ページですが、繰越金を70万7,000円充 てるというものでございます。

それから、歳出の方ですが、これにつきましては、9款1項1目非常備消防費ということで70万7,000円、内訳につきましては、旅費として37万7,000円、需用費28万8,000円、役務費2万2,000円、使用料2万円でございます。これは、団員及び職員の旅費であります。それから需用費の消耗品費については、競技出場用のホースとか、それとか靴とかそういうものを買ったものでございます。あとは高速道路の使用料等でございますので、ご承認くださいますよう、宜しくお願いします。

- ○議長(須藤正人君) これより議案第77号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第77号は原案のとおり承認さ

れました。

日程第5、議案第78号、八峰町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) それでは、議案第78号、八峰町防災会議条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町防災会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。 平成24年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条 例を改正するものでございます。

次のページをご覧になっていただきたいと思います。

ここに八峰町防災会議条例の一部を改正する条例ということで、以下に改正文がありますが、配付しております総務課資料に基づいてご説明したいと思いますので、ご覧になっていただきたいと思います。2枚綴りの総務課資料ということでございます。これは議会全員協議会でもお示ししましたけれども、これに基づいてご説明いたします。

この中の2つ目、改正内容について新旧対照表でご説明いたします。アンダーライン を引いている部分が改正になる部分でございますので、その部分をご説明いたします。

まず、改正前の第2条第2号、これにつきましては削るものでございます。その下の第3号でございます。「水防法第25条の水防計画その他水防に関し、重要な事項を調査・審議する」とは、改正後、右側ですが、これを第2号となりまして「町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要な事項を審議すること」に改正するものでございます。次に、その下、第3号でございますが、「前号に規定する重要な事項に関し、町長に意見を述べること」を新たに追加するもので、文字どおり防災会議として町長に意見を述べることができるというふうなことでございます。それで第3条の方に移りますが、第3条第5項第8号、「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」については、新たに防災会議委員に任命する者を追加するということでございます。その下の第7項のところでございますが、第5項に第8号の委員を追加したために、第7項第7号及び第8号の委員の任期を2年にするというふうな改正でございます。

この条例は公布の日から施行するということでございますので、宜しくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

- ○議長(須藤正人君) これより議案第78号について質疑を行います。質疑ありませんか。 2番見上政子さん。
- ○2番(見上政子さん) もう少し詳しく教えてもらいたいんですけれども、改正前の方では、情報を収集するとか、それから調査・審議するというふうな項目が載ってましたけれども、改正後になりますと、情報の収集とか調査という項目が抜けることになるんですけれども、そして重要な事項を審議することというふうな観点な文章になってますが、審議ということはどういうことなのかということでちょっといろいろ調べてみましたら、つまびらかに意見交換をするというふうなことらしいんですけども、意見交換するだけのものでいいのかどうなのかというふうなことがあると思います。情報を収集したり調査して、それを審議する、こういうことが必要なのではないかなと私は思います。その下の方に学識経験者ということで、この学識経験者の人たちがいろんな情報とか提供するのかどうなのかわかりませんけれども、審議するというふうな言葉が非常に軽く感じられます。

それと、改正前の方では、委員は次に掲げる者をもって充てるというふうなことであれですけれども、こっちの方では防災組織を構成する者又は学識経験者、自主防災組織を構成する者というのはどういう人なのかちょっと何かわかりませんけれども、この防災計画の中に、私、母親大会に毎年出ているんですが、やはり防災の構成メンバーとか、それから避難場所でのその委員とか行政指導委員もそうですけれども、もっともっとやっぱり女性が入っていかないと、この防災に関してはやはりきめ細かいところ、高齢者とか、それから子どもを持っている者とか、いろんな面で今までの3.11の経験からして、もっともっとやっぱり女性が入っていかなくてはいけないというふうなことで決議をしたんですけれども、その点を含めてもう少し詳しく教えてもらいたいと思います。

- ○議長(須藤正人君) 見上議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。田村総務課長。
- ○総務課長(田村 正君) 見上議員のご質問にお答えします。

まず1点目の第2条の2号、情報収集をすること、これがなくなるので困るんでないかというふうなことでございますが、実は防災会議で災害に関する情報収集を行うよりは、市町村が設置する災害対策本部において一元化的に情報収集をする方が効果的であ

るという国の判断に基づいて、ここが削除されております。ですので、そうですね、市 町村の設置する災害対策本部で一元的に情報収集すると、両方でやらなくて本部でやる ということで削除になっております。

それから、次の第2号で審議するということなんですが、これは審議だけではなくて、 そのために次の第3号の方に、町長の方にいろんなことを意見を申し述べることができ るというふうなことを3号に追加したものでございます。

それから3つ目ですが、自主防災組織というふうなのは構成する者というのはどういう方々かということでございますが、自主防災組織の代表者などが考えられるということでございます。

それから、そこに、学識経験のある者の中にはですね、考えられるのは大学教授の研究者、それからボランティア団体の代表者、それから女性、先ほど言いましたけれども女性、それから高齢者・障害者団体の代表者などがまず考えられるということでございますので、できるだけ女性の方もメンバーに加えたいわけです。そしてですね、現在の防災会議の委員につきましては、実は職名で委員を任命しているといいますかね、担っているのがほとんどでございます。例えば、これは防災会議の条例で決まっているんですが、1号委員から7号委員まで現在あるわけですけれども、各、こう関係機関の方々の長、或いは長に近い方々がなるというふうなことになっておりまして、8号については、そのほかに新たにこういう学識経験とか自主防災組織を構成する方々、女性の代表者などが加わるとことができるというふうに改正になったものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第79号、八峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について を議題とします。

当局の説明を求めます。田村総務課長。

○総務課長(田村 正君) それでは、ご説明いたします。

議案第79号、八峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するということで、 平成24年9月12日提出、八峰町長 加藤和夫。

提案理由でございますが、先ほどと同じで、災害対策基本法の一部を改正する法律の 施行に伴い、本条例を改正するものでございます。

次のページをご覧になっていただきたいと思います。

八峰町災害対策本部条例の一部を次のように改正するということで、第1条中「第23条第7項」を「第23条の2第8項」に改めるということで、附則として、この条例は公布の日から施行するということになっておりますが、災害対策基本法の第23条第7項が第23条の2第8項に条項番号が変更になったことによって当条例を改正しなければならないことになったものでありますので、宜しくお願いいたします。

なお、資料の2枚目の方には新旧対照表を載せておりますので、これも参考にしてい ただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(須藤正人君) これより議案第79号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第80号、八峰町分収造林条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。松森農林振興課長。

〇農林振興課長(松森尚文君) それでは、議案第80号を提案説明いたします。

議案第80号、八峰町分収造林条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町分収造林条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年9月12日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

提案理由でありますが、間伐材の補助対象林齢の変更に伴い、低迷している間伐施業 を活性化させるため、条例を改正するものであります。

次のページを開いてもらいたいと思います。

この条例の中に、第8条というのは林産物の採取を規定しております。ちょっと読み上げてみます。

第8条、造林者は次に掲げる分収造林の林産物を採取することができると定めております。その第4号には、植栽後45年以内において、手入れのため伐採する分収林とあります。その「45年」を、国の補助の林齢が変更したのに伴い「60年以内」に改めるものでありますので、宜しくお願いします。

附則として、この条例は公布の日から施行するとなっておりますので、宜しくお願い いたします。

- ○議長(須藤正人君) これより議案第80号について質疑を行います。質疑ありませんか。 1番松岡清悦君。
- ○1番(松岡清悦君) 今、担当課長からの説明の中で、ちょっと私もわからないんですが、間伐と、それから択伐、それから今の説明で伐採とありました。この辺の関連、皆伐以外は間伐だとか択伐だとか、或いは伐採、今使った用語の伐採というのは何のことを示しているのか、その辺の、それから間伐の場合は当然補助金が出るわけで、今回のその改正は、その枠が拡大、まあ樹齢が60年に枠が拡大になったという解釈をしておりますが、その択伐をした場合にその対象になるのかどうかと、それから伐採という言葉はどこに当てはまるのか、その辺の説明を願いたいと。

- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。松森農林振興課長。
- ○農林振興課長(松森尚文君) 第8条第4号には手入れのため伐採する分収林となって おりますので、私は間伐と解釈しております。
- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。1番松岡清悦君。
- ○1番(松岡清悦君) 間伐は当然手入れのための、間伐が手入れのための伐採という解釈をすればいいのか。それから、60年くらいになればもう択伐でも通る話だと思うわけですね。ですから、これから皆伐以外は当然間伐であったり択伐であったりするわけで、その辺、やる施業によってですね間伐と択伐と、まあ択伐になれば補助対象にならないのかどうか、この辺の解釈をお願いします。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) あくまでも手入れのためですから、間伐。平たく言えば、この間、議会の皆さんで請願を紹介議員になってあげてくれましたけれども、あれを認めながらやったということは、手入れのための間伐について林齢を延ばすということですので、そういう、売って収入をあげるためというんじゃなくて、手入れのためにあくまでも、間伐を促進して手入れをするためにこういうものを年数を延ばしたということですので、そういうふうに理解していただければと思います。
- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。 休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時06分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。 これより議案第80号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第80号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。11時15分、再開いたします。宜しくお願いします。

午前11時07分休憩

.....

# 午前11時14分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第8、議案第81号、平成24年度八峰町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

当局の説明を求めます。伊藤副町長。

- ○副町長(伊藤 進君) それでは議案第81号について説明いたします。
  - 一般会計の補正予算であります。

議案第81号、平成24年度八峰町一般会計補正予算(第6号)。

平成24年度八峰町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

そういうことで歳入歳出それぞれ1,174万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を61 億7,173万7,000円とするものであります。

それから、第2条では、地方債の廃止と変更でございます。

そういうことで、地方債についてということで4ページの方をご覧いただきたいと思います。

最初に地方債の廃止ということで、防災行政無線デジタル化事業 1 億6,400万円、これを廃止するというものです。その理由につきましては備考欄に書いてありますとおり、緊急防災・減災事業債の要望額が国の枠を超えてしまったために配分されなかったということで、その分を過疎債に振り替えるということで、この関係については後ほど11ページの方の町債の方に内容については出てまいります。

それから変更でありますけれども、今のそれも含めまして過疎債を1億9,100万円から 3億4,080万円に限度額を変更するというものでございます。

それでは歳入をご覧ください。

今回、総額で減額補正なわけですけれども、その一番大きいのが、一番最初の14款 2 項3目の土木費国庫補助金が2,720万円9,000円減額になるということであります。これ は事業費が全体で30%カットされたということで、ここに書いてありますとおり社会資本整備総合交付金が減ったということで、これに関連する予算は、歳出の方で今、21ページ・22ページの方に出てまいります。

それから県支出金15款2項2目の民生費県補助金ですけれども、246万円を補正するというものであります。内訳につきましては、地域生活支援事業費補助金、それから秋田県地域支え合い体制づくり補助金、合わせて246万円であります。関係予算が歳出の14・15ページに出てまいりますので、そちらの方で中身を説明いたします。

それから、5目の農林水産費県補助金127万9,000円の補正であります。農業費補助金ということで、地籍調査費補助金、それから農地・水保全管理支払推進交付金、それから鳥獣被害対策交付金、それから地域農業を担う経営体育成・確保推進事業費補助金、全国農業担い手サミットin秋田実行委員会補助金ということで、これは上の10、13、23につきましては事業費の内示なり決定による補助金の減額等であります。それから、それ以外のものにつきましては、後ほどですね16ページの方に、農林振興費の方に中身が出てきますので、説明したいと思います。いずれ一番下の全国農業担い手サミット云々とありますけれども、これは今回の種苗交換会が能代であるんですけども、それにあわせて今回のサミットが秋田県で開催されるということで、担い手が一堂に会していろいろ今の農業の現状とかですね、経営状況等、意見交換しながら経営改善を図るサミットをやるということでございます。

それから7目の消防費県補助金156万円、これは市町村総合防災対策緊急交付金ということで、これにつきましても25ページの方に出てまいりますけれども、これは当初予算等でもう措置してあります、備品購入費とか、それから避難路の看板代、それから衛星携帯電話等のそれに充てるということでございます。

それから15款県支出金、15款 3 項 4 目教育費委託金、これは県の新しい事業で10万円 補正しようというものであります。あきたっ子グローバルビジョン事業委託金、これは 26ページの教育助成費の方に出てきますので、後ほど教育長の方から説明いたします。

それから18款2項1目の財政調整基金繰入金ですが、27万9,000円を補正するというものであります。これは中央公園の公園管理費ということでやっているということで、これも24ページの公園管理費の方に出てまいります。

それから3目の自然再生基金繰入金14万円、これも後ほど18ページのオフセット・クレジット推進費の方に出てまいりますけれども、企業の森づくり事業ということで、秋

田銀行がやる事業に充てるものであります。

- ○議長(須藤正人君) 副町長、歳出で出てくるのは、そのまま読み上げてください。
- ○副町長(伊藤 進君) ああ、そうですか。

それから4目の観光振興基金繰入金100万円、これは全協でも説明しましたとおり、ポンポコ山の冬期間の集客のための遊具を買うためのあれであります。

それから、19款1項1目繰越金ですけれども、繰越金から2,260万1,000円を充てるというものであります。

それから20款5項3目の雑入24万6,000円ですが、これは緑の羽募金で集めたお金のうち、秋田県緑化推進委員会からそれの65%の24万6,000円が入ってくるというものであります。

それから21款1項6目の土木債、先ほど起債の変更等のところで話しましたように1,420万円減額補正であります。これにつきましては、内訳につきましては、ここに書いてあるとおりであります。

それから、この中で橋梁整備事業債560万円とありますけれども、それは事業内容の変更等によって、当初、仮設でやる予定であったものを本事業でやるということで、これについても今みんな歳出の方に出てまいります。

それから消防費、これにつきましては、先ほどの起債の廃止のところで過疎債に振り 替えるという話したんですけれども、その財源変更でプラマイゼロであります。

それでは歳出の方、12ページ、1款1項1目の議会費3万8,000円の補正であります。 これは旅費と需用費であります。

2款1項1目一般管理費、総務費の一般管理費ですが、136万6,000円の補正であります。需用費の消耗品については、町長車の夏冬のタイヤ代であります。

それから15節の工事請負費の減額につきましては、工事の完成に伴って落札差額分を 減額するというものであります。

それから負担金補助及び交付金のところで、非常勤特別職の公務災害補償基金負担金 ということで286万5,000円、これは今年ですね、この非常勤特別職や臨時職員のいろん な公務事故といいますか、それが多いということで、今年度のみの負担金であります。

それから4目の会計管理費2万7,000円、電子チェックライターということで、これ小切手切る時の機械が古くなってあれだということで買うというものであります。

それから、12目の地方情報化事業債50万円の補正であります。これは役務費の50万円

ということで、手這坂に木村さんという方が今度転入してきて住むようになったという ことで、その地デジ受信設備の引き込み作業の手数料分でございます。

それから、次のページ、14ページです。 2 款 6 項 1 目監査委員の監査委員費ですが、 8 万9,000円の補正であります。これは全国大会の随行分の旅費等でございます。

それから、3款1項1目社会福祉総務費238万8,000円の補正ですが、これは先ほど8ページの県補助金のところで出てきた事業対応にするものであります。これは、前にも地域生活支援補助金ということで一人暮らし世帯とか高齢者世帯に除雪機ですか、買ったんですけれども、そういう事業がまた出てきたものですから今回も小型ロータリー除雪機を3台買いたい。それからそれのための格納庫としてプレハブ1棟を建てたいというふうな予算内容であります。

それから、老人福祉費で60万4,000円の補正であります。これにつきましても、先ほどの事業の関連と、これにはもう一つ、先ほど補助金で出てきた秋田県地域支え合い体制づくり事業の関連予算でございます。

それから、4款1項7目の町営診療所費50万円の補正であります。これは全協でも説明いたしましたように、今、医師確保に向けて今一生懸命ホームページ等でPRしておりますけれども、なかなか応募してくる人がいないということで、改めてですね「週刊日本医事新報」というふうな医者専門のそれに広告を出すためのお金でございます。

それから、次のページですが16ページ、4款2項1目清掃費、減額補正645万7,000円ですが、これは、ごみ袋と、それから業務委託料の落札後の差額分の減額であります。

それから、6款1項3目農業振興費17万3,000円の補正であります。これは、先ほど言いました全国担い手サミットの関連の予算でありまして、報償費、需用費、それから負担金等でございます。

それから5目の農地費9万円の減額ですが、これも先ほどの8ページのところで出て きた県補助金に関連する細目であります。

それから地籍調査費144万円の追加ですが、これは事業が追加されたということで、その分として委託料144万円を補正するものであります。

それから10目の鳥獣被害対策事業費、これ補正額ゼロでありますけれども、先ほど言いましたように県補助金でお金が入ってくることになったために一般財源の分をこちらに財源内訳を変更するというものであります。

それから18ページ、6款2項1目林業総務費24万6,000円の補正であります。これは、

先ほど県から入ってきた、緑化推進委員会から入ってきたものを町の緑化推進委員会の 方に出してやるというものであります。

それから3目の林道整備費292万5,000円でありますけれども、これにつきましては7月の豪雨等でいろいろ林道の路面が洗堀されたり、それから米代線の看板、案内看板、今オープンするわけですけれども、それから、あと林道の草刈りのお金等で、役務費、使用料、それから原材料費として補正するというものであります。

それから、5目のオフセット・クレジット推進費14万円の補正であります。これは先ほど言いましたとおり、自然再生基金の方から取り崩した分を秋田銀行が行う企業の森づくり事業の地拵え分、それから職員の指導費として役務費を補正するものであります。

それから、6款3項2目の水産業振興費ということで25万1,000円の補正であります。 これは、鳥取県と一緒にやる首都圏のハタハタイベント等に関わる経費であります。旅費並びに需用費であります。

それから4目の漁業集落排水整備事業費218万3,000円ということで、これは特別会計 の漁業集落排水事業特別会計の方に繰り出すというものであります。

それから7款1項2目の商工振興費63万円の補正でありますけれども、これは首都圏のイベントに参加の旅費や、白神ブランド試作品モニター調査委員等の旅費でございます。それに関わる経費で、需用費、使用料等でございます。

それから、3目の観光費102万9,000円の補正であります。これにつきましては、上の7目の賃金、報償費、旅費につきましては、あきた白神駅の開業15周年イベントに関わる経費であります。

それから11節のところの需用費につきましては、公衆用トイレ等、観光施設に関わる 経費でございます。

それから6目のポンポコ山公園管理費ということで100万円、先ほど観光振興基金100万円取り崩すというふうなあれあったんですけれども、先ほど言いましたように遊具等を買いたいということで100万円であります。

それから、次のページ、8款2項1目の道路維持費、これにつきましては、需用費、 役務費等合わせて756万9,000円の補正ですけれども、石川幹線林道の舗装の補修分と、 それから備品のところで軽トラック285万円とありますけれども、今ある4 t ダンプ、そ れと、それから巡回車が経年で古くなったということで廃車するということで、それに 伴って軽ダンプと軽1 t 車を買うというものでございます。 それから、2目の道路新設改良費5,430万円の減額です。これは先ほどの国庫補助金等の減額に伴うもので、中身については委託料が2,850万円、工事請負費が2,150万円、そして、公有財産購入費が430万円の減額でございます。

それから、3目の橋梁維持費1,980万円の補正であります。これは先ほど言いましたように、横内橋の改良工事に伴う、仮設等のものをやめて本工事で行うということで、その関連予算で、仮設材等の減額が使用料のところで240万円、工事請負費で850万円の追加、それから補償金ということで1,370万円の補正であります。

それから、次の23ページ、8款5項1目の住宅管理費ですけれども、これにつきましては夕凪団地の1号棟の防風ネット設置に伴う経費でございます。

それから、次のページ、24ページ、8款6項1目公園管理費27万9,000円の補正です。 これは、先ほどの財政調整基金を繰入した分の中央公園の草刈りや除草剤の散布に使う 手数料であります。

それから、9款1項2目の消防施設費300万4,000円の補正でありますけれども、これは、ここに書いてありますように第14分団、それから第15分団の消防小屋の補修等に関わる経費でございます。

それから3目の災害対策費、これは先ほど言いましたように市町村総合防災対策緊急 交付金で入ってきたものですから、前に一般財源でやることになっていたものをそちら の経費で賄うという財源変更であります。

それから、防災無線施設ということで5万9,000円の補正でありますけれども、戸別受信機等の設置に伴って、その出荷に伴う補助検査に立ち会うための旅費でございます。

あと、教育費の方については教育長から後ほどご説明いたしますので、私からは…。

- ○議長(須藤正人君) 副町長、30ページ。
- ○副町長(伊藤 進君) うん、30ページですな。30ページの災害復旧費ですが、11款1項2目の林業施設災害復旧費で、その災害査定等に伴う職員の時間外等で14万2,000円の補正であります。

それから、13款2項1目の国県支出金返納金ということで16万8,000円の補正でありますけれども、これは23年度のがん検診等の事業費が確定したことに伴う返納金でございます。

宜しくお願いします。

○議長(須藤正人君) 千葉教育長。

○教育長(千葉良一君) それでは、私の方から25ページからの教育費についてご説明申 し上げます。

まず、10款教育費1項教育総務費2目の事務局費でございますが、マイナス112万円の減額でございます。これは、当初、ALTの採用の件でございますけれども、当初、臨時職員として1名分の賃金を336万円を計上いたしましたが、その後、県との指導も受けまして、臨時職員でなく臨時の非常勤特別職員として採用した方がいいということでありますので、8月20日から採用いたしましたので、8月から来年の3月までの分を減額して補正計上させていただいたものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目の教育助成費の61万4,000円でございます。報償費と旅費でございますけれども、 先ほど副町長の方、歳入の方で申し上げました、あきたっ子グローバルビジョン報償費 と講師謝礼と費用弁償と合わせての計上でございまして、秋田県の年度途中の事業であ りまして、あきたっ子グローバル事業ということが新しく事業ができまして、ALTを 自前で採用した関係もあって、あなたの方で町でやらないかと、補助は10万円ですけれ どもという話がありました。そこで、この事業を学校側と相談した結果、やらせていた だくということで申し込みました。これはグローバル社会を生き抜くための国際的視野 とコミュニケーション能力の育成を図るというのを目的とした事業でありまして、県内 に住む、外国から来られて様々な仕事をされる方々を講師として招いて、各学校、小学 校、中学校の方で交流をするという事業でございます。それに合わせて、県内外で各分 野で活躍されている、グローバルな視点を持った人材を招いて、中学生を対象に講演会 も開催したいなと思いまして、合わせて41万4,000円を計上させていただいたものでござ います。これは報償費と旅費の分でございまして、14節の使用料及び賃借料につきまし ては、中学校の総体の陸上競技等が従来よりも競技日程が増えたことと、秋季の総体や 子どもたちの校外学習でのバスの借り上げ料が不足の見込みということでありまして、 計上させていただいたものでございます。

次に、10款3項中学校費2目の峰浜中学校費でございます。補正は2万5,000円でございます。これは、武道の必修化に伴いまして外部の指導者を導入するための謝礼と費用 弁償の分を計上させていただきました。

次のページの3目八森中学校費につきましては、報償費と旅費につきましては、峰浜中学校と同じように武道の専門家を外部講師を雇うための費用でございます。需用費の

32万円につきましては、修繕料として計上させてもらいました。これはバスケットボールのルールの改正に伴いまして、コートラインの変更等で引き直しが必要となりまして、追加補正をさせていただたものでございます。ちなみに峰浜中学校につきましては、23年度のきめ細かな交付金の事業で体育館の塗装を行ったことで、既に改正になっておりましたので、ついでにやったために今回は八中だけということになっております。

次、4項社会教育費、峰浜文化交流施設の管理費でございます。15万3,000円の計上でございまして、備品購入費としてコードレス電話機を購入するものでございます。事務局の電話機が固定電話機でありまして、室内外での仕事で席を立つのが多く、そのため、住民の皆さんに不便をかけていることも、また苦情としてもあがったりしましたので、コードレス電話機1台と接続装置等々の工事料金も含めての予算の計上でございます。

次のページでございます。6目の秋田県自然体験センターの補正額122万円でございます。役務費として47万円、手数料でございます。備品購入費として75万円の計上でございます。この47万円の内訳でございますけれども、簡易無線局を設置しております。基地局を設置しておりまして、移動局2つと子機3台を持っておりますが、本来5年ごとの更新でありまして当初予算に計上すべきところでありましたけれども、手違いにより漏れましたので今回計上させていただいたものが12万円でございます。また、館内の利用形態を変えた関係で、観光も含めた体験活動をするために泊まられる方も最近は多くなりまして、部屋にテレビがないという話もありまして、特別室としてとっております2部屋にテレビをつける。また、2階のロビーにもテレビ1台ということで、それ用の配線の手数料として見積額のままあげましたが、25万円の計上と、それからシルバーバンク利用手数料であります。これも利用が増えたためのバスの運転手と、里山の草刈り等の費用として10万円をあげさせていただいた次第です。それから、75万円の備品購入費につきましては、3台分のテレビと、先の全協で写真を提示させていただきましたTPテントを購入したいということで50万円、合わせて75万円、トータルで122万円の計上でございます。

5項の保健体育費、スポーツ少年団総務費でございますが、役務費として3万6,000円、また、使用料及び賃借料として自動車等6万3,000円でございます。これにつきましては、スポーツ少年団の指導員の認定料は町で負担しておりますけれども、今年度から値上がりしたために値上がりした分の差額を計上させていただいた3万6,000円でございます。また、6万3,000円につきましては、秋のミニバス、秋季のミニバス等の各種大会

のためのバスの借り上げ料が不足が見込まれますので、その分を計上させていただいた ものです。

次のページの4目体育施設管理費でございますが、それから22万4,000円の補助金でございます。スポーツ少年団派遣費補助金につきましては、ブルーウェーブの全県大会出場のための弁当代、また、補助経費、またバス代でございます。今回は三種町のスカルパ球場で行うため宿泊はなしということで、決勝までいくと3日間の費用を計上させていただいたものでございます。

また、4目の体育施設管理費につきましては、八森土床体育館のシャッターの取り換え修繕料でございます。体育館の裏側にあります改修工事にトラックが出入りするための大きなシャッターがありますけれども、それがもうくっついてしまいまして、それを取り替えるという費用でございます。

以上でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

- ○議長(須藤正人君) これより議案第81号について質疑を行います。質疑ありませんか。 9番山本優人君。
- ○9番(山本優人君) 15ページのですね小型ロータリーの除雪機なんですが、昨年、6 台ぐらい用意してあったわけですけども、今回も3台追加するということなんですが、 利用率がよくてこういうふうな状況なのかなということをちょっと、利用率とこの補充 の観点をちょっと説明願います。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(佐々木充君) ご説明申し上げます。

まずこの事業なんですけれども、歳入との関係ありますけれども、去年、秋田県、議員おっしゃるとおり地域支え合い体制づくり事業ということで国の補助金、国というか県からの補助金で実施したわけです。それで、まず揃える内容についてですけれども、去年は6台、比較的大型、ハンドガイド式ではかなり大型のものです。今回は、それより一回り小さなものを3台揃えてですね、いろんな何といいますか、除雪場所に対応できるようにしたいということで考えてます。

それで、もう一つ、利用率の関係ですけれども、去年は6台で8自治会の方に貸し出しております。貸し出す延べ日数ですけれども233日、1台平均で39日というんですか、の状況となっております。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。
- ○9番(山本優人君) 利用率がよくて3台、もうちょっと小型のものを入れるというこ となんですが、そこでですね、ちょっと使用の、利用の仕方がですね、ちょっとなかな かこう難しいというか。例えばですね、地域に一人暮らしがいてですね、その一人暮ら しの家に行く通路、若しくは玄関前を除雪するという名目でまず借りるということにな るわけですが、その前段、過程において、自治会長の方に、まあ自治会長というか管理 者になるわけですが、そこを通さないとですね、それが借りられない仕組みになってる わけですね。ところが、それが自治会長を経由するということはですね、その自治会の 経費をもってその除雪をしなければならないと、そういうことになるとですね、偏った 除雪ができなくなってしまうんです。というのは、自治会内に10軒の一人暮らしがいれ ばですね、全てその一人暮らしの部分をやらないと、えこひいきというふうな格好になっ てですね、実際には元気な一人暮らしは家の前をやっているのですが、それをできない 人の家ばっかりやると、えこひいきだということになったりして、その分の経費が、し かも自治会の経費で油代を払わなければならないというふうな実態となっているわけで す。ですから、もっと油代がですね自治会経費にならないように、例えば4、5人で近 所の青年なり動ける人が油代を負担すれば、そこの除雪をできるように変える、変える というか改正したりですね、その使用の仕組みをですね、もうちょっと緩和してもらい たいなというふうなことですが、それについてどう考えられますか。
- ○議長(須藤正人君) 佐々木福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(佐々木充君) これは昨年度からやりました。それで、揃えてやりました。それで、要綱を作って、この要綱は皆さんの方にもお配りしている例規集に載っていますけれども、貸し出しを受ける側というのは自治会とかですね、或いは民間団体、ボランティアグループ、それらでも可能となっています。ただ、昨年度、事業スタートする場合に、やっぱり地域で、その集落の全体を見た場合、やっぱり自治会で借りるのが一番いいんじゃないかなということで、自治会を優先的に貸し出しするという方向ではありました。ただ、今おっしゃってるように団体、ボランティア団体がですね借りられないとかということではありませんので、それはひとつお伝えしておきます。

それからもう一つですね、経費と偏った使用ということでセットのような感じなんですけれども、その経費をどうするか、要綱でも貸出料は無料なんですけれども、ただ、燃料費に関してはその使用した、いわゆる借りたところで負担してくださいということ

になっています。ですから、自治会で借りた場合は自治会負担、或いは団体で借りた場合はそこの団体ということになります。

質問の中で、偏った使用云々ということですよね。ここいら辺が非常に難しいものでして、私の方としてはこういう目的で使ってくださいよと、そういうことで提供しますので、地域からできるだけそういうですね声が出ないような使い方をしてほしいなと、そう思っております。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。
- ○9番(山本優人君) くどいようですけども、何というか、2、3人で、実際作業する時は2、3人なわけですよね。それは団体としてみてもらえるのかどうかという問題が一つあるわけです。それと、仮にその2、3人が団体としてみると。ただもう一つは、今度、自治会に、自治会長を通さなければならないのかということがあるわけですよ。そうすると、自治会長に行くとですね、どこの家でやるのかということは当然聞かれるわけですね。当然言ってもいいわけですけども、それが連絡取れなかったり、急に、雪というのドカッと降る、そういうふうなことがありますとですね、いちいち連絡取ってる余裕もないし、そういうふうな状況を想定した場合、2、3人が団体としてみて、しかも自治会に経費負担を2、3人が善意で支払うということであれば、いいのかどうかということなわけですよ。
- ○議長(須藤正人君) 答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(佐々木充君) あのですね、今、自治会長さんを通さなければならない 云々というのは、それは一つの地域の問題だと思います。というのは、今回、うちの方でこれこれの部分をやりたいので貸してくださいよと、或いは団体であればですね、或いは自治会であれば、そういう形で申し込み来ますので、それに対して町の方で判断しながら貸してやるわけです。ですから、今の極端な例ですけれども、大きな集落の例えば上・中・下と分かれて、自治会じゃなくて上の班の方で借りたいというような場合も想定はされます。ですから、それに対して、いずれはそういう偏ったというんですかね、不公平、できるだけないようにということで、そういう場合はうちの方で相談、或いは自治会とも相談しますけれども、今の例で、例えば上の班でここいら辺やりたいですよということであれば、それはそれでもだめということはないと思ってます。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。
- ○2番(見上政子さん) 8ページの民生費、県の補助金で、地域支え合い体制づくり、 県の方から206万円出てますが、副町長の説明では、何だっけ、使われてるということで したが、印刷費とですね、この何かこう目的があって多分あると思うんですが、何を目 的としているのか、支出の方で教えてもらいたいと思います。

それから、同じページの農林水産県補助金の方から鳥獣被害対策交付金が22万8,000 円出てますけれども、これはまだ歳出の方には出てないんですが、これからどのように 配分して使われるものなのか、どういう考えなのか、ちょっと聞かせてもらいたいと思 います。

- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。佐々木福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(佐々木充君) お答えします。

まず8ページに民生費県補助金の246万円、今回補正しています。それで、説明の5の地域生活支援事業費補助金40万円とあります。これは歳出でいくと、老人福祉費の方に40万円載っています。それから、13の秋田県地域支え合い体制づくり事業費補助金とあります。これは先ほど質問等ありました除雪機械等整備するためということで、これは社会福祉総務費の方に計上になっております。

それで、先ほどおっしゃったように地域支え合い体制づくりは昨年もやって、今回、除雪ロータリー等整備したいということで説明してます。それで、この5の地域生活支援事業費補助金のことについてちょっと説明しますと、今回、秋田県の方で冬期間の除雪等におけるですね高齢者とか障害者への支援体制づくりを全県単位でちょっとこう整えたいというような話がありました。そのための予算として、県の方で9月定例県議会の方に予算計上すると、そういう中で各市町村でもですね何か取り組んで、その地域支え合い体制づくりのため何か取り組んで欲しいというような要望がありました。ただ、見て判るとおりですね、補助金そのものが40万円ということで非常に、ある意味小さいわけです。それで私の方で考えているのはですね、一つ昨年度、或いは今年度予定してます除雪機械、地域支え合い体制づくり事業で大きなものを、除雪機械をメインにして買ってますので、これに合わせたような感じで、例えばですね屋根のツララとかですね、あるかと思いますけれども、そういうツララを落とすような道具とかですね、そういうような、前の地域支え合い体制づくり事業とリンクしたようなそういうものを揃えてみたいと。合わせて、印刷製本費の中では、何というんですか、雪に関してですね、こう

いう行政サービス、或いは社協さんで取り組んでいる事業等ありますよというものを印 刷しながら全戸配付等そういうものに取り組んでみたいなと、そういうことで予算計上 しております。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) 松森農林振興課長。
- ○農林振興課長(松森尚文君) 2点目の予算書の8ページ、15款2項5目の1節農業費補助金の中の23、細節ですね鳥獣被害対策交付金、県から22万8,000円交付になっておりますけれども、何に使うかということでありますけども、これについては当初予算で、これは去年も来てるんですけども、61万8,000円、予算計上しております。これは前年度の金額をそのままあげました。ところが内示額で思ったより多く来たと。84万6,000円、内示が来まして、この分22万8,000円を今回追加という形で歳入の方に補正計上しました。

それで、何に使うかということでなくて、これは17ページの一番下のところ、10目ありますけども、そこに財源内訳の変更ということで一般財源を22万8,000円減額して、県から追加なった22万8,000円をということで財源内訳の変更でありまして、何に使うかについては当初予算で計上したとおりであります。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。
- ○2番(見上政子さん) 教育費のことでお伺いいたします。

柔道の必修課目ということであげられてますけれども、27ページ、中学校の武道の、 どのような人、何か説明受けて、体育の先生がやれるとか警察の人とかっていうふうな ことが挙げられてたと思うんですが、どなたに決定したんでしょうか。子どもたちに受 け入れられるような立場、大変微妙なスポーツですので危険度も多いし、精神的にも鍛 えられるとはいえ、そこからマイナーな面が生まれなければいいんですけれども、そう いう点を考慮しながら考えたと思うんですが、どのような方を挙げたんでしょうか。

- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。千葉教育長。
- ○教育長(千葉良一君) 見上議員のご質問にお答えします。

私もやはりそれが一番、見上さんがおっしゃるようなことが一番危惧されておりますので、様々な方々と相談して、非常に引き合いが多かった方であります。今立孜さんと申しまして、秋田県柔道連盟の役員であり、能代山本柔道連盟の会長であります。今立道場の主人ということで、元中学校長でありますし、柔道は7段で、県内の体育教師、

柔道の部分の指導の担当をしている方でありますので、あとこれ以上の方はないなと思っております。

以上であります。

○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第81号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(須藤正人君) 休憩いたします。1時再開いたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 0時57分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第9、議案第82号、平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長(金平公明君) それでは、議案第82号をご説明します。

議案第82号、平成24年度八峰町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)であります。

歳入歳出の総額に131万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億9,732万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、第1表のとおりです。

平成24年9月12日提出

八峰町長 加藤和夫

内訳については5ページでございます。5ページをお開きください。

歳入でございます。8款1項1目繰越金でございます。1節繰越金131万8,000円の追加でございます。これは補正財源でございます。

次、6ページをお開きください。

歳出でございます。6款1項1目第1号被保険者保険料還付金23節でございます、償還金利子及び割引料でございます。50万円の追加でございます。これは保険料の還付金の不足による追加でございます。主なものは、修正申告による所得の更生等が含まれてございます。

それから、3目の償還金でございます。23節の償還金利子及び割引料でございます。 81万8,000円の追加でございます。これは国庫支出金等の過年度分の返還金でございます。 23年度の事業確定に伴う国庫補助金の返還でございます。

以上でございます。

- ○議長(須藤正人君) これより議案第82号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第83号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号) を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) それでは、議案第83号についてご説明します。

議案第83号、平成24年度八峰町営簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)。歳入歳 出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,470万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ6億5,936万4,000円とするものです。 5ページをご覧ください。

歳入です。5款1項1目の繰越金1節前年度繰越金740万2,000円の補正です。

それから、6 款 1 項 1 目の受託事業収入 1 節の受託事業収入ですが、1,730万円の補正となっております。これについては、横内橋の仮配管、水道の添架ですが、当初、仮設でみてあったのが本設でできるということで、その分、仮設から本設に変わった分と、それから小手萩橋の添架橋ですが、当初、県の方との協議で24年度は実施設計で、25年度、添架の本設であったんですが、県の方で上部工発注なって今年度完成をするということで、合わせてやってくださいという協議がありましたので、その分の受託収入になっております。

それから、6ページご覧ください。

歳出です。1 款 1 項 1 目の一般管理費です。一般管理費については227万円の補正となっております。主な中身としましては、3 節の職員手当で時間外手当が60万4,000円、それから需用費が5万円、これはスタッドレスタイヤの購入になります。18節の備品購入ですが、今使っている車が5年リースで今月でリースが切れます。軽ワゴン車を買い替える予算で150万円です。それに関わる12節、13節、それぞれ保険料、それから自動車重量税となっております。

1款2項1目八森地区施設管理費、それから2目の峰浜地区施設管理費ですが、これは施設の草刈りの賃金の補正です。

それから、8ページをご覧ください。

2款1項1目の八森地区施設改良費です。これについては、24年度の単価入れ替えと、 それから入札差額、これが大分出ましたので、県道の椿台小入川線、これの測量をやっ て工事を進めたいということで、工事費の方から1,600万円減額して、委託の方に1,600 万円を補正する組み替えとなっております。

それから、2目の峰浜地区施設改良ですが、これが先ほど話しました横内橋の添架管の本設分と、小手萩橋の施設の本設に関わる委託費、それから本設になったので架設リース代の借り上げがいらないということで、減額の240万円、工事費が横内橋で1,300万円の増、それと小手萩橋が新たに1,100万円の補正となっております。

以上です。

○議長(須藤正人君) これより議案第83号について質疑を行います。質疑ありませんか。 7番皆川鉄也君。

- ○7番(皆川鉄也君) 6ページの歳出の方についてちょっとお伺いしますが、職員手当 60万円ほど時間外があがっておりますが、何に関わる部分が多い時間外なんでしょうか。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。田村建設課長。
- ○建設課長(田村 博君) 主に時間外ですが、大分、八森地区の方の施設が古しくなってきておりまして、今、更新事業でいろいろ事業を進めてるわけですが、夜間の呼び出し関係、施設の悪い時、携帯の方に直接電話が入るようになってますので、施設の修繕にからむものです。例えば雨降った場合、川からの汲み上げでやってるので、濾過がちょっと間に合わないとか、それから漏水関係、そういうのがほとんどの時間外増に繋がってるようです。
- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。7番皆川鉄也君。
- ○7番(皆川鉄也君) 中身はわかりましたが、金額がちょっと弾んでおるようでございますから、余り職員に負担がかからないように、健康を害しては何もなりませんから、よく工夫をしながら、なるべく職員負担にならないような工夫を講じながら事業の方を進めていただきたいという具合に思いますので、宜しくお願いいたします。答弁はいりません。
- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。
- ○2番(見上政子さん) ちょっと内容的に質問していいかどうか、ちょっと悩んでたんですが、今、皆川議員の方から図らずも質問がありまして、大雨の時にですね水が非常に濁って、それが苦情が来たか来なかったかということを聞きたかったんですけれども、ただの濁りでなかったんです、先回は。今回もまた水がかなりちょっとこう薄く茶色になるくらい。前回の時は、もう砂が混じったような感じで、風呂場でもザラザラしてたような状態だったんですけれども、大雨の度にこういうことが起きるのかなということで、ちょっと心配なんですが、そこら辺もう少し状況を説明してもらえますか。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。田村建設課長。
- ○建設課長(田村 博君) お答えします。

大雨の時、直接、川の方からの取水で濾過池の方に行くわけですが、今、八森というか観海の水道施設が急速濾過装置になってます。特に水の使い方が多いと、急速濾過での濾過がちょっと間に合わないというかそういう状態になってます。そういうふうな場合は、一般家庭の方に使用をなるたけ控えるようにということで防災無線等で呼びかけてる時もあります。今回についても防災無線でやってます。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。
- ○9番(山本優人君) 今回、軽ワゴン車買うということで提案なってますが、これを買うことに意味があるわけではなくてですね、リース、今までリースの分を耐用年数過ぎたからやめて今度変わるということなわけですが、町として全体的な車の保有計画みたいなものがあるのかどうか。リース車と購入車とあると思うわけですが、その辺はどうなっているのかですね、この機会に知らせてください。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。田村建設課長。
- ○建設課長(田村 博君) うちの建設サイドなんですけれども、台数としては、現場の 箇所、それから例えば断水等のあった場合、2台、3台でこう出かけないといけない時 もあるので、実質、ちょっと混んだ場合は他の課からも借りてる場合があります。

今回なんですが、リースの場合、大体2万3,500円強です。それを軽ワゴン車1台150万円ということなので、買い取りの方が安くあがるという試算のもとで今回買い換えで予算計上させていただきました。

- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。9番山本優人君。
- ○9番(山本優人君) どういうことで安くなるかというのはよく判らないですが、365 日×2万円で計算すればそのとおりになるわけですけれども、いや、私が聞いたのはで すね、町の中に買う車と、町が所有する車とリースとして借りてる車があると思うんで すが、その辺のバランスとか配置計画というものがあるのかどうか、もしあったらそれ を教えて欲しいということなわけです。
- ○議長(須藤正人君) 休憩します。

午後 1時13分 休 憩

......

午後 1時15分 再 開

- ○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。伊藤副町長。
- ○副町長(伊藤 進君) 今の車の保有台数の件でありますけれども、町の基本的な考え 方としましては、必要なその台数というのは、ある程度まずそれなりに確保すると。そ れで、毎年予算査定等あるわけですけれども、いずれ考え方としては、このとおり燃料 費等も非常に高騰している時代ですので、いずれ切り替えにあたっては、できるだけ普

通車でなくて軽というんですか、燃費のかからないような小さいものに切り替えていくと。それで今言ったとおり、リースとか買い取りについては、それぞれの事業対象になったり補助対象になったりする関係で、皆様も判ると思うんですけれども、結構、今、林道関係行くあれでも、前はすごく立派なジープとかそういうのを買ってあったんですけれども、あえてそういうのはいらないだろうということで、いずれ更新の段階についてはリースになるか買い取りになるかはわかりませんけれども、いずれできるだけ経費のかからないような、その後の、買うなりリースにしてもですね、維持経費がかからないような形の中にもっていくという方向でありますので、今何とかひとつご理解いただきたいと思います。

今、基本的には、だから補助事業等で対応がある場合等についてはリース対応が原則ということでやっていきたいということであります。いずれ台数はある程度やっぱりどうしてもなくちゃいけないものですから、それはそれで確保しなくちゃいけないわけですけども、基本的にはまず、できるだけ持ってる車に金をかけない方向でやっていきたいと思いますので、宜しくお願いします。

- ○議長(須正人君) ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。
- ○10番(佐藤克實君) 8ページなんですけども、2-1-1の歳出の13と15なんですけども、設計業務委託が1,600万円、その次の15、配水管工事が1,600万円ということで、そっくりそのままこうすり変わったんですけども、この同額というのはちょっと理解できない部分と、先ほど何か説明あったと思うんですけども、私ちょっと聞き漏れたかわかんないですけども、あれ、もう一度説明してもらって。悪いけども。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。田村建設課長。
- ○建設課長(田村 博君) 横内橋の添架管と小手萩の添架管については、両方、補償の 工事になります。横内橋については…。
- ○10番(佐藤克實君) 2-1-1の方。
- ○建設課長(田村 博君) すいません。1目の八森地区なんですが、これは補助対象になっています。補助対象のうち、入札差額等で出ましたので、工事を進捗させたいということで、工事費のうちから1,600万円を委託の方に補正しまして、工事費をその分減額ということです。今年、測量設計やって、工事まで一部発注したいという考え方です。以上です。
- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

- ○10番(佐藤克實君) 例えば、2-1-1の細節の15が別の工事の落差価格で、その分をそっくり実施設計に持っていくということなんですか。もしその辺がちょっと、テクニックがわかんないんですけども、もう一度、その13と14の細節のこの金額の予算のつけ方というか減額の仕方というのをもう一度お願いしたいんですけども。
- ○議長(須藤正人君) 当局の答弁を求めます。簡潔にわかりやすく。田村建設課長。
- ○建設課長(田村 博君) これは補助基準額がありまして、そのうち工事費の1,600万円、 配水管布設工事費の額のうち1,600万円を測量設計委託の方に持っていくということです。
- ○議長(須藤正人君) 休憩いたします。

午後 1時20分 休 憩

.....

午後 1時22分 再 開

- ○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。 当局の答弁を求めます。加藤町長。
- ○町長(加藤和夫君) 行政報告の中でも振れてありますけども、そういった入札差額とかそういうものを、この次の工事を進捗させるための設計に振り向けていくということから単純に。だからその差額出た分をそっくりそのまま設計に向けて、その進捗状況を早めるために使っていくということなので同額になったということなので、工事費と設計額と同じだと何となく不思議なような感じするかもしれませんけども、だから少なくなった分、工事で少なくなった分を設計にそのまま、その分の金額そのまま充てていくというような捉え方をしていただいて、より工事を前に進めれるための準備だということで捉えていただければいいと思います。
- ○議長(須藤正人君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第84号、平成24年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。田村建設課長。

○建設課長(田村 博君) 議案第84号をご説明いたします。

議案第84号、平成24年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ6,347万3,000円とするものです。

5ページをご覧ください。

歳入です。3款1項1目一般会計繰入金です。15節一般会計繰入金218万3,000円の補 正です。

6ページをご覧ください。

歳出になります。1款2項1目岩館地区施設管理費の12の役務費です。手数料として218万3,000円です。これにつきましては、処理場の流量調整槽の攪拌機、それから給水ユニット、これの分解、点検、整備、それから洗浄、清掃、塗装を行うものです。それと散水ポンプ槽の清掃作業をする手数料を計上しております。

以上です。

- ○議長(須藤正人君) これより議案第84号について質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」と呼ぶ者あり)
- ○議長(須藤正人君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第8号、決算特別委員会の設置についてを議題とします。

事務局長に朗読させます。嶋津議会事務局長。

○議会事務局長(嶋津宣美君) 皆さんにお渡しの定例会の日割表の4ページから5ページ、6ページまであります。

発議第8号

平成24年9月12日

八峰町議会議長 須藤正人 様

提出者 八峰町議会議員 佐 藤 克 實 賛成者 同 上 門 樹 脇 直 IJ 皆 Ш 鉄 也 人 Ш 本 優 芦 崎 達 美

## 決算特別委員会の設置について

標記委員会の設置について、八峰町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由は、平成23年度八峰町一般会計及び各特別会計決算について集中的に審議するためでございます。

○議長(須藤正人君) ただいま朗読のとおり決算特別委員会を設置することにご異議ありませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、決算特別委員会は設置されること に決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、八峰町議会委員会条例第6条第1項の規定によって議長より指名したいと思いますが、ご 異議ありませんか。

#### (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認め、当席から指名をいたします。

1番松岡清悦君、2番見上政子さん、3番柴田正高君、4番丸山あつ子さん、5番門脇直樹君、6番腰山良悦君、7番皆川鉄也君、8番福司憲友君、9番山本優人君、10番佐藤克實君、11番阿部栄悦君、12番鈴木一彦君、13番芦崎達美君、以上13名を指名します。

委員長・副委員長選任のため、暫時休憩いたします。

#### 午後 1時28分 休 憩

.....

### 午後 1時29分 再 開

○議長(須藤正人君) 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第13、決算特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告を議題とします。 ただいま互選結果について通知がありましたので、ご報告いたします。

決算特別委員長には4番丸山あつ子さん、副委員長には9番山本優人君が互選されま した。

日程第14、議案第85号、平成23年度八峰町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第15、議案第86号、平成23年度八峰町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第16、議案第87号、平成23年度八峰町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について、日程第17、議案第88号、平成23年度八峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第18、議案第89号、平成23年度八峰町沢目財産区特別会計歳入歳出決算認定について、日程第19、議案第90号、平成23年度八峰町営簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第20、議案第91号、平成23年度八峰町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第92号、平成23年度八峰町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第21、議案第93号、平成23年度八峰町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第94号、平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第23、議案第94号、平成23年度八峰町合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第24、議案第95号、平成23年度八峰町営診療所特別会計歳入歳出決算認定については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

お諮りします。本議案は一括して決算特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議 ありませんか。

# (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、本議案は一括して決算特別委員会 に付託することに決定いたしました。

日程第25、陳情第5号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてを議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

# (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、陳情第5号は総務常任委員会に付 託することに決定いたしました。

今定例会全体会までに審査を終了されるよう希望いたします。

日程第26、陳情第6号、少人数学級の推進、義務教育費国庫負担2分の1復元に係る 意見書採択についての陳情を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

## (「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、陳情第6号は教育民生常任委員会 に付託することに決定いたしました。

今定例会全体会までに審査を終了されるよう希望いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、次回の本会議は明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

これにて散会いたします。ご苦労様でございました。

午後 1時34分 散 会

# 署名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 須藤正人

同 署名議員 7番 皆 川 鉄 也

同署名議員 8番 福 司 憲 友

同 署名議員 9番 山 本 優 人

		_	
_	45	Κ.	